01【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.①】事業計画概要（省令様式第６号の２）

様式第６号の２　　（第１面）

事業計画の概要

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

平成〇年〇月、株式会社〇〇〇〇を設立し、静岡県中部地域を中心に建設業を主体に事業を営んでいます。今般、建設・解体工事現場から排出される産業廃棄物を収集し、運搬するために申請に及んだものです。

PCB廃棄物については「静岡県内のPCB廃棄物の保管場所」等と記載しても差し支えない。

予定運搬先の所在地は、許可証に記載されている処分施設の設置場所とする。

２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量（t/月 又は m^3/月）	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号	該当なし	株式会社△△ 静岡県△△市△△町△番△号
2	廃プラスチック類	〇t/月	固形状	同上	該当なし	同上
3	木くず	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇市・・・（建設業）	該当なし	同上
4	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	同上		同上
5	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇t/月	固形状	同上		同上
6	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	同上		同上
7	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇t/月	固形状	同上	該当なし	同上
8	廃油	〇t/月	液状	△△△株式会社 静岡県△△市・・・	該当なし	□□株式会社 山梨県□□市・・・
9						
10						

業種等の指定のある（特別管理）産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、特定有害産業廃棄物 等）については、括弧書きで予定排出事業者の業種等を記載すること。

水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。

備考　取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格　A列４番）

01【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.①】事業計画概要（省令様式第６号の２）

（第２面）

３．運搬施設の概要

（1）運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量（kg）	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	静岡　100 あ　11－11	3,800	株式会社○○○○	
2	ダンプ	静岡　100 い　22－22	8,000	（使用者）株式会社○○○○	土砂等以外
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

自動車検査証記録事項等の「車体の形状」欄の内容を記載

自動車検査証記載事項等の「最大積載量」欄の内容を記載

自動車検査証記載事項等に所有者のみ記載されている場合は所有者を、使用者の記載もある場合には使用者のみを記載

自動車検査証記載事項等の「備考」欄に記載されている積載物品制限の内容を記載

事務所の所在地	静岡県藤枝市○○町○番○号 ※　付近の見取図を添付すること。
駐車場の所在地	同上 ※　付近の見取図を添付すること。

（2）その他の運搬施設の概要

「水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）」のような記載でも差し支えない。

運搬容器等の名称	用　途	容　量	備　考
コンテナ	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	○㎥	石綿含有産業廃棄物は、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。 水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。
蓋付ドラム缶	廃油	○L	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 該当がある場合には、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の様式第17号を添付し、事業の詳細を記載すること。

※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。

４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油

② ダンプ

廃プラスチック類、木くず、金属くず

第１面の２.に記載した取り扱う産業廃棄物の種類すべてを運搬する車両の場合、『取り扱う産業廃棄物の種類のすべて』等と記載しても差し支えない。

(2) 収集運搬業務を行う時間

８時～17時（休憩　１時間）

(3) 休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～１月３日）

実業務に合った内容を記載すること。

(4) 収集運搬業務の方法

ア　運搬車両には、原則として、運転手及び作業員を１人ずつ配置し、収集運搬業務に従事する。

イ　運転手は、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受ける際には、交付されたマニフェストの記載事項と照合、確認のうえ、運搬者氏名をマニフェストに記入し、Ａ票を排出事業者に返却する。

ウ　処分業者に産業廃棄物を引き渡す際には、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ及びＥ票を渡し、Ｂ１及びＢ２票の返却を受ける。Ｂ２票は排出事業者に送付する。

エ　廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は鉄製コンテナに入れ、又、鉄製コンテナに収容できない長さの物については直接バラ積みし、運搬する。

オ　廃油は、蓋付ドラム缶に入れ、流出しないように積み込み、運搬する。

カ　石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は、変形又は破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように別の容器に入れ、株式会社△△の中間処分場（△△市△△町△番△号）に運搬する。

キ　水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合することのないように別の容器に入れ、株式会社△△の中間処分場（△△市△△町△番△号）に運搬する。

従業員数の内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　計
3 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	13 人

５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア　車両及び運搬容器は事前点検を行い、過積載になっていないことを確認する。

イ　運搬に際しては、飛散等を防止するため、積載した産業廃棄物をシートで被覆する。

ウ　処理施設への搬入に際しては、騒音、振動、ほこりの発生防止に努める。

エ　建設工事現場からの収集運搬に際しては、現場からの泥土等の持出し防止に努める。

オ　石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷下ろしを行う。また、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。

カ　石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬の際は、運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を行う。

キ　水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。なお、破損しやすい製品は、相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなどして、破損を防ぐ。

実業務に合った内容を記載すること。

(2)　積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

※ 該当がある場合には、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の様式第17号を添付し、事業の詳細を記載すること。

04【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.②】運搬車両写真（省令様式第６号の２）

（第６面）

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	静岡　100 あ　11－11

前面写真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

・車両の前面（真正面）を撮影すること。

・ナンバープレートの自動車登録番号が読み取れる写真であること。

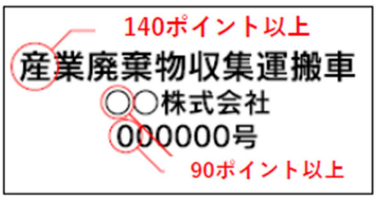
側面写真

注意事項

・車両の側面（真横）を撮影すること。

・名称等の車体の表示が確認できること。

（表示見本）



140ポイントは約５㎝、
90ポイントは約３㎝です

（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）

撮影	令和○○年○○月○○日

05【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.②】運搬容器の仕様書等（省令様式第６号の２）

（第７面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

「水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）」のような記載でも差し支えない。

注意事項

・第２面に記載した運搬容器等の全てについて、全体が写るように撮影すること。

撮影	令和○○年○○月○○日

運搬容器等の名称	蓋付ドラム缶	用途	廃油

注意事項

・第２面に記載した運搬容器等の全てについて、全体が写るように撮影すること。

撮影	令和○○年○○月○○日

08【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑤】事業開始資金総額及び調達方法（省令様式第６号の２）

（第８面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内訳		金額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		２５，０００
	土地	購入費　５，０００
	事務所１	造成費　２，５００　　建設費　５，０００
	事務所２	造成費　１，５００　　建設費　３，０００
	収集運搬車両	購入費　２，０００
	積替保管施設	造成費　２，０００　　建設費　４，０００
調達方法	自己資金	５，０００
	借入金	２０，０００
	（借入先名）	（○○銀行○○支店）
	その他	
	増資	
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

10【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.⑦】財務関係書類（個人）

（第９面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用） 令和○○年○○月○○日現在			
資産の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
現金預金	定期預金		３，０００
有価証券	株式	１，０００株	１００
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土　　地	自宅宅地 駐車場土地	１１０㎡	２０，０００
建　　物	自宅	１棟	１２，０００
備　　品			
車　　両	ダンプ	１台	３，０００
そ の 他			
資　　産　　計			３８，１００
負債の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
長期借入金			１９，０００
短期借入金			５００
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負　　債　　計			１９，５００

13【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑩】誓約書（省令様式第６号の２）

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和○○年○○月○○日

静岡県知事　○○　○○　様

申請者
住所　静岡県藤枝市○○町○番○号
氏名　株式会社○○○○
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）